

会計年度時給制玉野川学園児童自立支援補助員 募集要項

令和8年10月1日

子ども青少年局子育て支援部玉野川学園

この募集要項を
ご覧になる方へ

会計年度時給制玉野川学園児童自立支援補助員の募集は**上限年齢不問です**。意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

1 選考区分・採用予定人員・主な職務内容等

選考区分	採用予定人数	主な職務内容等
会計年度時給制 玉野川学園 児童自立支援補助員	1名程度	児童自立支援施設玉野川学園に入所・生活している児童（主に小学生高学年・中学生）の生活指導及び宿直業務を行う。（勤務時間は、午後5時から翌日の午前9時までです。そのうちの午後10時から翌日の午前7時までは宿直勤務となります。）

※ 業務内容には各寮での宿直及び入浴指導等が含まれるため、採用された場合、男性は男子寮に女性女子寮に配属されます。

2 受験資格

次のいずれか（ア～エ）に該当する方は応募資格がありません。

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く）

※ 必要な資格や免許はありません。ただし、施設に入所している児童と生活を共にする仕事です。その意義について理解と情熱のある18歳以上の方を募集しています。

3 申込み

令和8年10月1日（木）から令和8年10月16日（金）まで

(1) 申込方法

次記の申込書類に必要事項を記入の上、名古屋市玉野川学園まで郵送又は持参してください。

【郵送宛先】〒463-0018 名古屋市守山区桜坂五丁目114番地 名古屋市玉野川学園

※ お持ちいただく場合は、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び振替休日）を除く、午前9時から午後5時まで受付けます。

(2) 申込書類

- ア 受験申込書（別紙1）
 - イ 誓約書（別紙2）
 - ウ 作文（別紙3）
テーマ「児童自立支援施設で働くにあたって私が考えたこと」
300文字程度以上（800文字以内）、A4縦長横書き。自筆、パソコン等を問いません。
上記のテーマについて、ご自分の考えなどを具体的にお書きください。
 - エ 第1次試験結果通知用封筒（長形3号 120mm×235mm）
110円分の切手を貼り、住所・氏名を記載したもの。
- ※ 申込書類に不備がある場合には受け付けません。
また、一度提出された書類は返却しません。

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 試験内容

試 験	試験内容	配 点
第 1 次試験 (筆記)	申込時に提出いただく受験申込書による書類選考及び作文による選考を行います。	40点満点
第 2 次試験 (面接)	口述による個人面接試験 (20分程度) を実施します。	75点満点

※ 各試験において得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関らず不合格となります。

(3) 第 2 次試験の会場及び集合時間

第 1 次試験結果通知書に記載してお知らせします。

(4) 各試験結果の通知

第 1 次試験結果及び最終試験結果については、郵送により通知します。あわせて本市ウェブサイトにも最終合格者の受験番号を掲載します。

(5) その他

電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 最終合格から採用まで

(1) 最終合格者は、成績順に採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載され、名簿の上位から 1 名が採用予定者となります。その他の合格者は、欠員の状況等に応じて逐次採用されますが、名簿に登載された者がすべて採用されるとは限りません。また、名簿の有効期限は、令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

(2) 採用は令和 8 年 12 月 1 日以降を予定しております。（採用後 1 か月間は条件付採用期間となります。ただし、1 か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、勤務日数が 15 日に達するまで延長します。）

(3) 任用期間は、採用日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

なお、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。（最大 4 回まで）

(4) 受験資格がないことや、申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。

(5) 本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職員の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

6 試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9 条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

第1次試験 不合格者	・第1次試験順位 ・第1次試験得点 ・第1次試験合格基準点	各試験の結果発表日から その翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の 場合は、次の開庁日まで) ・9:00～12:00 ・13:00～17:00 (土・日・祝・振替休日を除く)	玉野川学園において、必ず 受験者本人が、運転免許 証、旅券等の身分証明書 (写真のあるもの)を提示 して口頭で申し出てくだ さい。
第2次試験 不合格者	・総合順位 ・総合得点 ・最終合格基準点		

※ 開示請求は受験者本人による玉野川学園への来庁が必要です。また、電話・郵便等による請
求は受け付けておりません。

※ 必要提示書類(写真付の身分証明書)に不足がある場合は開示できません。

7 勤務条件

報酬	勤務 1 回あたり、16,196 円から 18,387 円（給料・地域手当相当報酬と宿直手当の合計額）。この他に通勤手当に相当する費用弁償を支給。 （内訳） ① 勤務時間（午後 5 時から翌日午前 9 時までのうちの宿直勤務時間を除く 7 時間）については、1,428 円から 1,741 円の範囲内で、高校卒業後の経過年数に応じて時給を決定（給料・地域手当相当報酬） 【報酬の例】 <table><tr><td>高校新卒（下限）</td><td>高校卒業後 4 年経過</td><td>高校卒業後 7 年以上経過（上限）</td></tr><tr><td>時給 1,428 円</td><td>時給 1,581 円</td><td>時給 1,741 円</td></tr></table> ② 宿直勤務（午後10時から翌日午前 7 時まで）1 回につき 6,200 円（宿直手当） （令和 8 年 4 月 1 日現在の金額です。人事給与制度等の改正により変わる場合があります。）	高校新卒（下限）	高校卒業後 4 年経過	高校卒業後 7 年以上経過（上限）	時給 1,428 円	時給 1,581 円	時給 1,741 円
高校新卒（下限）	高校卒業後 4 年経過	高校卒業後 7 年以上経過（上限）					
時給 1,428 円	時給 1,581 円	時給 1,741 円					
勤務時間	午後 5 時から翌日の午前 9 時まで。 （ただし、午後10時から翌日の午前 7 時までは宿直勤務となります。）						
勤 務 日	原則、4 週間で 4 回（1 回の勤務が 2 日にまたがるため 8 日）の勤務						
休 暇	年次休暇、忌引休暇等						
社会保険等	労働災害補償あり						

8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

9 その他

採用試験(その他求職活動)において、本市職員よりハラスメントと思われる行為を受けた場合は、下記窓口にご相談ください。

名古屋市子ども青少年局子ども福祉課 電話：052-972-2517

※ なお、相談を申し出たこと等による、採用試験・選考における不利益な取り扱いはありません。

〈問合せ先〉

名古屋市子ども青少年局子育て支援部玉野川学園

担当：岩田

〒463-0018 名古屋市守山区桜坂五丁目114番地

Tel:052-736-2369

Fax:052-736-1636

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分にに関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を

終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。